

議案第18号

新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例の制定について

新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のとおり制定する。

平成28年2月22日提出

新居浜市長 石川 勝行

新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例
の一部を改正する条例

新居浜市地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例（平成27年条例第19号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第115条の46第4項」を「第115条の46第5項」に改める。

第3条第1項第3号中「第140条の68第1項」を「第140条の68第1項第1号」に、「修了した者」を「修了した者であって、当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 平成25年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対する改正後の第3条

第1項第3号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時の区分に応じ、同号中「当該研修又は同項第2号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して5年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成23年度までに修了	平成31年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに
平成24年度及び平成25年度に修了	平成32年3月31日までに及び同日以降5年を超えない期間ごとに

提案理由

介護保険法施行規則等の一部改正に伴い、地域包括支援センターの人員に関する基準を改めるため、及び引用法令条項のずれが生じたことによる所要の条文整備を行うため、本案を提出する。